

労災保険率等の改正及び新業種区分 についてのお知らせ

○ 労災保険率等の改正について

(1) 平成18年4月1日から労災保険率等が改正されるため、平成18年度の労働保険料の概算保険料の申告から、労災保険率が変更となります。

(平成17年度の確定保険料は、旧労災保険率によって申告していただきます。)

(2) 今までの業種区分「(旧) その他の各種事業(94××)」を、「通信業、放送業、新聞業又は出版業(97××)」、「卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業(98××)」、「金融業、保険業又は不動産業(99××)」及び「その他の各種事業(94××)」の4つに区分します。

1 労災保険率の改正

新労災保険率については、2ページの労災保険率表を参照してください。

なお、非業務災害率についても、0.9/1000から0.8/1000に変更となります。

2 第2種特別加入保険料率の改正

第2種特別加入保険料率のうち、改正されたものは以下のとおりです。なお、以下の「事業又は作業の種類」以外の第2種特別加入保険料率については、従前どおりです。

	事業又は作業の種類	改正後	改正前
特15	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業(特定農作業従事者)	$\frac{8}{1000}$	$\frac{7}{1000}$

3 労務費率の改正

建設事業に係る労務費率のうち、改正されたものは以下のとおりです。なお、以下の「事業の種類」以外の労務費率については、従前どおりです。

事業の種類分類	事業の種類	労務費率改正後	労務費率改正前
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	20%
	機械装置の組立て又は据付けの事業 組立て又は取付けに関するもの	40%	41%

4 業種区分の改正

これまでの業種区分が「(旧) その他の各種事業」であった事業について、平成18年4月1日より、3ページの「労災保険の業種区分表(新)」のとおり変更となります。

この業種区分の改正に伴い、以下に示す手続が必要となる場合がありますので、ご注意ください(4ページの年度更新申告書印字・記入例及び5ページ以降の説明をご覧ください。)

労 災 保 険 率 表

(平成18年 4月 1日改定)

事業の種類の分類	番号	事業の種類	労 災 保 険 率	
			新	旧
林 業	02	木材伐出業		
	03	その他の林業	60/1000	59/1000
漁 業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	41/1000	52/1000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	40/1000	40/1000
鉱 業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。） 又は石炭鉱業	87/1000	87/1000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	46/1000	53/1000
	24	原油又は天然ガス鉱業	6.5/1000	7/1000
	25	採石業	70/1000	69/1000
	26	その他の鉱業	28/1000	32/1000
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	118/1000	129/1000
	32	道路新設事業	21/1000	29/1000
	33	舗装工事業	14/1000	17/1000
	34	鉄道又は軌道新設事業	23/1000	30/1000
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	15/1000	17/1000
	38	既設建築物設備工事業	14/1000	14/1000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	14/1000	16/1000
	37	その他の建設事業	21/1000	23/1000
製造業	41	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	7.5/1000	7/1000
	65	たばこ等製造業	6.5/1000	5.5/1000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	5.5/1000	5.5/1000
	44	木材又は木製品製造業	18/1000	21/1000
	45	パルプ又は紙製造業	7.5/1000	8.5/1000
	46	印刷又は製本業	5/1000	5/1000
	47	化学工業	6.5/1000	6/1000
	48	ガラス又はセメント製造業	7.5/1000	7.5/1000
	66	コンクリート製造業	14/1000	15/1000
	62	陶磁器製品製造業	17/1000	17/1000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26/1000	25/1000
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	7.5/1000	7/1000
	51	非鉄金属精錬業	7.5/1000	8/1000
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	8.5/1000	10/1000
	53	鋳物業	18/1000	18/1000
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	14/1000	14/1000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	9/1000	10/1000
	55	めっき業	8.5/1000	8.5/1000
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	7/1000	7/1000
	57	電気機械器具製造業	4.5/1000	5/1000
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	6/1000	5.5/1000
59	船舶製造又は修理業	22/1000	22/1000	
60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	4.5/1000	5/1000	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	5.5/1000	5.5/1000	
61	その他の製造業	8/1000	8/1000	
運輸業	71	交通運輸事業	5.5/1000	5/1000
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	13/1000	13/1000
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	13/1000	17/1000
	74	港湾荷役業	23/1000	31/1000
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	4.5/1000	5/1000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	12/1000	11/1000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13/1000	12/1000
	93	ビルメンテナンス業	6.5/1000	6/1000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	7/1000	6/1000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	4.5/1000	—
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	5/1000	—
	99	金融業、保険業又は不動産業	4.5/1000	—
94	その他の各種事業	4.5/1000	5/1000	

労災保険の業種区分表

(平成18年4月1日改定)

(新)

事業の種類 の 番号	事業の種類	事業の種類 の 細目	
<u>97</u>	通信業、放送業、 新聞業又は出版業	<u>9701</u>	通信業 (旧 9408)
		<u>9702</u>	放送業 (旧 9408)
		<u>9703</u>	新聞業又は出版業 (旧 9404)
		<u>9791</u> (※)	分類不明 (旧 9408)
<u>98</u>	卸売業・小売業、 飲食店又は宿泊業	<u>9801</u>	卸売業・小売業 (旧 9405)
		<u>9802</u>	飲食店 (旧 9405)
		<u>9803</u>	宿泊業 (旧 9417)
		<u>9891</u> (※)	分類不明 (旧 9405)
<u>99</u>	金融業、保険業又 は不動産業	<u>9901</u>	金融業 (旧 9406)
		<u>9902</u>	保険業 (旧 9406)
		<u>9903</u>	不動産業 (旧 9406)
		<u>9991</u> (※)	分類不明 (旧 9406)
<u>94</u>	その他の各種事業	<u>9411</u>	広告、興信、紹介又は案内の事業
		<u>9412</u>	速記、筆耕、謄写印刷又は青写真業
		<u>9418</u>	映画の製作、演劇等の事業
		<u>9419</u>	劇場、遊戯場その他の娯楽の事業
		<u>9420</u>	洗たく、洗張又は染物の事業
		<u>9421</u>	理容、美容又は浴場の事業
		<u>9422</u>	物品賃貸業
		<u>9423</u>	写真、物品預り等の事業
		<u>9424</u>	医療保健業 (旧 9414)
		<u>9425</u>	教育業 (旧 9414)
		<u>9426</u>	研究又は調査の事業 (旧 9414)
		<u>9416</u>	前各項に該当しない事業 ((宗教、法務) (旧 9414) を含む)
		<u>9491</u> (※)	分類不明 (旧 9414)

※印の付いた番号は厚生労働省の事務処理上で暫定的に使用する仮業種です。

(平成15年4月1日改定)

(旧)

事業の種類 の 番号	事業の種類	事業の種類 の 細目	
<u>94</u>	その他の各種事業	<u>9404</u>	新聞業又は出版業
		<u>9405</u>	卸売業又は小売業
		<u>9406</u>	金融、保険又は不動産の事業
		<u>9408</u>	通信業
		<u>9411</u>	広告、興信、紹介又は案内の事業
		<u>9412</u>	速記、筆耕、謄写印刷又は青写真業
		<u>9414</u>	医療保健、法務、教育、宗教、研究又は調査の事業
		<u>9417</u>	旅館その他の宿泊所の事業
		<u>9418</u>	映画の製作、演劇等の事業
		<u>9419</u>	劇場、遊戯場その他の娯楽の事業
		<u>9420</u>	洗たく、洗張又は染物の事業
		<u>9421</u>	理容、美容又は浴場の事業
		<u>9422</u>	物品賃貸業
		<u>9423</u>	写真、物品預り等の事業
		<u>9416</u>	前各項に該当しない事業

<年度更新申告書印字・記入例>

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(表面)

労働保険 概算・確定保険料申告書

下記のとおりに申告します。

標準字体 **0123456789**

提出用

平成18年 月 日

あて先 〒 177-0044
練馬区上石神井4丁目8-4
厚生労働省 石神井庁舎内

上石神井 株式会社 tky13r1z

労働保険特別会計歳入徴収官殿

①労働保険番号 31759

種別 31701 ※修正項目番号 ※入力確定コード

②都道府県|所庁|管轄(1)|基礎番号|枝番号
48101123456-000

※提出年月日(元号:平成は7) 平成17年 月 日

③事業廃止等年月日(元号:平成は7) 平成18年 月 日

④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ⑥免除対象高年齢労働者数

⑦区分 算定期間 平成17年4月1日 から 平成18年3月31日 まで

⑧ 保険料算定基礎額	⑨ 保険料率	⑩ 確定保険料額 (⑧ × ⑨)
労働保険料(労災+雇用)	1000分の (イ) 999.999	円
労災保険分	1000分の (ロ) 999.999	円
雇用保険法適用者分		
高年齢労働者分	1000分の (ニ) 99.99	円
保険料算定対象者分	1000分の (ホ) 99.99	円

⑪区分 算定期間 平成18年4月1日 から 平成19年3月31日 まで

⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算保険料額 (⑫ × ⑬)
労働保険料(労災+雇用)	1000分の (イ) 999.999	円
労災保険分	1000分の (ロ) 999.999	円
雇用保険法適用者分		
高年齢労働者分		
保険料算定対象者分	1000分の (ホ) 99.99	円

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) 9424

⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑰延納の申請 納付回数

⑱申告済概算保険料額 1,678,789円

⑲申告済概算保険料額

⑳差引額

㉑期別納付額

㉒事業又は作業の種類

① 医療保健業 2 教育業
3 法務業 4 その他

㉓加入している労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険

㉔特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない

㉕事業主 (イ) 所在地 (ロ) 名称

48-1-01 123456-000 E

㉖事業主 (イ) 氏名 (法人のときは代表者の氏名) (ロ) 名称

記名押印又は署名 印

切りはなさないで下さい。

(なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーカー(△)の所で折り曲げてください。)

* この例では、Aの箇所が「9491」と印字されている申告書について、Bの箇所ですら「1」を選択後、Cの箇所に「24」と記入した場合を例示しています。

* Cの箇所には、今回に限り朱色で網掛けがされています。

(1) 個別事業（労働保険事務組合に委託していない事業）の場合

平成18年度の年度更新に当たっては、平成17年度確定申告は旧業種区分により、平成18年度概算申告は新業種区分により、それぞれ行うこととなります。

平成18年3月31日以前に事業の種類が「(旧) その他の各種事業」であった事業の年度更新申告書には、「※各種区分」の「業種」欄（4ページの印字・記入例のAの箇所）に3ページの「労災保険の業種区分表（新）」の業種が変更表示されていますので、ご確認ください。

その際、Aの箇所に下線が引かれており（下2ケタが91の業種）、B（「事業又は作業の種類」欄）とC（「事業主の郵便番号」欄の朱色で網掛けされている部分）の箇所にあらかじめ下記の様な印字がされている（Cの上2ケタにはAの上2ケタと同じ数字が印字されています）場合には、以下の処理を行ってください。

なお、Aの箇所に「9491」、「9791」、「9891」、「9991」のいずれかが印字されている場合に、同欄に下線が引かれることとなりますが、これらは、適切な新業種の登録を終えるまでの間、暫定的に使用する仮業種です。

※年度更新申告書の記入に当たって、4ページの印字・記入例の

Aの箇所が	該当するBの番号に ○を記入してください。	Cの空欄箇所（下2ケタ） に数字を記入してください。															
イ 9491の場合	<table border="1"> <tr><td>1</td><td>医療保健業</td></tr> <tr><td>2</td><td>教育業</td></tr> <tr><td>3</td><td>法務業</td></tr> <tr><td>4</td><td>その他</td></tr> </table>	1	医療保健業	2	教育業	3	法務業	4	その他	<table border="1"> <tr><td>24</td></tr> <tr><td>25</td></tr> <tr><td>16</td></tr> <tr><td>16</td><td>宗教の事業</td></tr> <tr><td>26</td><td>研究又は調査の事業</td></tr> </table>	24	25	16	16	宗教の事業	26	研究又は調査の事業
1	医療保健業																
2	教育業																
3	法務業																
4	その他																
24																	
25																	
16																	
16	宗教の事業																
26	研究又は調査の事業																
ロ 9791の場合	<table border="1"> <tr><td>1</td><td>通信業</td></tr> <tr><td>2</td><td>放送業</td></tr> </table>	1	通信業	2	放送業	<table border="1"> <tr><td>01</td></tr> <tr><td>02</td></tr> </table>	01	02									
1	通信業																
2	放送業																
01																	
02																	
ハ 9891の場合	<table border="1"> <tr><td>1</td><td>卸売業・小売業</td></tr> <tr><td>2</td><td>飲食店</td></tr> </table>	1	卸売業・小売業	2	飲食店	<table border="1"> <tr><td>01</td></tr> <tr><td>02</td></tr> </table>	01	02									
1	卸売業・小売業																
2	飲食店																
01																	
02																	
ニ 9991の場合	<table border="1"> <tr><td>1</td><td>金融業</td></tr> <tr><td>2</td><td>保険業</td></tr> <tr><td>3</td><td>不動産業</td></tr> </table>	1	金融業	2	保険業	3	不動産業	<table border="1"> <tr><td>01</td></tr> <tr><td>02</td></tr> <tr><td>03</td></tr> </table>	01	02	03						
1	金融業																
2	保険業																
3	不動産業																
01																	
02																	
03																	

ホ 上記イからニの手続において、印字・記入例のBの箇所に、該当する事業の種類がない場合につきましては、お手数ですが、所轄の都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。

なお、電子申請の手続につきましては「労働保険適用徴収・電子申請 お知らせページ (<http://ip.roho-chosyu.mhlw.go.jp/>)」をご覧ください。

(2) 労働保険事務組合の場合

労働保険事務組合の平成18年度概算保険料額については、委託事業主の変更後の業種（「労災保険の業種区分表（新）」の「事業の種類」）により計算してください。

ただし、労働保険事務組合のシステム上の都合等により、変更後の業種で対応ができない場合は、前年度の業種（上2ケタが94の旧労災保険率）により、平成18年度概算保険料額を計算することが出来ます（平成18年度確定保険料の申告において、変更後の業種で計算してください。）。

なお、労災保険のメリット制が適用されている事業及び海外派遣者（第3種特別加入者）については、労働保険事務組合委託事業であっても個別事業と同様の取扱いとなるので、前記（1）を参照してください。

5 「（旧）その他の各種事業」で継続事業の一括を認可されている皆様へ

(1) 平成18年3月31日現在、継続事業の一括が認められている事業において、指定事業及び被一括事業が、業種区分の改正により、「（旧）その他の各種事業」から異なる複数の新事業の種類（「通信業、放送業、新聞業又は出版業（97××）」、「卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業（98××）」、「金融業、保険業又は不動産業（99××）」、「その他の各種事業（94××）」）に移行した場合は、「それぞれの事業が、『事業の種類』（94××等の上2ケタ）を同じくすること」という継続事業の一括の認可要件を満たさなくなるため、異なる事業の種類のみで継続事業の一括を続けることは出来ません。

(2) 業種区分の改正により、上記(1)の継続事業の一括の認可要件を満たさなくなった場合には、「継続事業一括認可・追加・取消申請書」により認可取消の手続を行う必要があります。

次に、継続事業の一括の認可取消の手続を行った事業については、新たに「保険関係成立届」を提出し、概算保険料の申告・納付を行う必要があります。

その際、新たに継続事業の一括の認可要件を満たしたことにより、継続事業の一括の認可を受けようとする場合は、新たな指定事業を定めた上で、「保険関係成立届」及び被一括事業とするための「継続事業一括認可・追加・取消申請書」を提出してください。

メリット制が適用されている場合は、後述の(4)以降をご確認ください。

(3) 平成18年度の年度更新に当たっては、原則として、前記4(1)のとおり、平成17年度の確定保険料の申告は旧業種区分により、平成18年度の概算保険料の申告は新業種区分により、それぞれ行うこととなります。

ただし、これまで継続事業の一括が認められていた事業における平成18年度の

概算保険料については、被一括事業が多いなどの理由により新業種区分による把握が容易でない場合には、これまでの一括状態のまま指定事業の新料率で申告していただいても差し支えありません。その後、準備が整った段階で、改めてそれぞれの業種ごとに上記（２）の手続きを行ってください（この手続きは、平成１９年３月３１日までに行ってください。）。

(4) メリット制の適用について

これまで継続事業の一括が認められていた事業において、指定事業及び全ての被一括事業が「（旧）その他の各種事業」から一つの新業種区分へと移行した場合には、特段の手続きを行うことなくメリット制が継続します。

(5) 本新設業種区分設定に対応するためにのみ継続事業の一括の一部又は全部を取り消し、継続事業の一括を各業種区分で再成立させた事業につきましてはメリット制は継続します。

ただし、再成立時の個々の事業ごとにメリット適用要件である最低人数を満たす場合にメリット制を継続しますので、適用最低人数にご注意ください。

なお、メリット制を継続させるためには、新業種区分にて保険関係を再成立させるとともに、新たな指定事業ごとに提出する「保険関係成立届」等の書類に「事業分割届甲乙票」と「労災保険率決定通知書の写し」を同時に提出する必要があります。

このパンフレットの内容についてご不明な点がございましたら、最寄りの
都道府県労働局・労働基準監督署
にお問い合わせください。

